

住民票を新居に移す前（入居予定）に住宅用家屋証明を申請する場合に必要な書類

必要書類		
	申立書	<p>原本を提出</p> <p>下記が記載されたもの                      ①所有者の住所・氏名                      ②家屋の登記簿上の所在地・家屋番号                      ③家屋の住居表示                      ④入居予定年月日                      ⑤現住家屋の処分方法                      ⑥入居が登記の後になる理由</p>
4 点 の う ち い ず れ か	・現住の家屋が「賃貸」「社宅」「公宅」等の場合	<p>「賃貸借契約書」                      「使用許可証又は家主の証明書等」                      「登記簿など現住家屋が申請者の所有家屋ではないことを証する書類」等                      （いずれか1つ）</p>
	・現住の家屋（持家）を売却する場合	<p>「売買契約書」                      「不動産仲介業者等との媒介契約書」等                      （いずれか1つ）</p>
	・現住の家屋（持家）を賃貸する場合	<p>「賃貸借契約書」                      「不動産仲介業者等との媒介契約書」等                      （いずれか1つ）</p>
	・現住の家屋（持家）に親族等が住む場合	<p>親族等からの申立書</p>

注意事項

※ 申立日から入居日までの期間は1年以内に限られます。

住民票の異動がされないまま申立日から1年を超えた場合には、所轄の登記所へ住宅用家屋証明の取り消しを通知しています。この場合、登録免許税の追加徴収を受けることがあります。